

第 37 回統計委員会における諮問資料（抜粋）

資料 1 - 1 諮問第 27 号 小売物価統計調査の変更について（諮問）

資料 1 - 2 諮問の概要（小売物価統計調査の変更について）

資料 1 - 3 小売物価統計調査の変更概要

資料 1 - 4 小売物価統計調査の概要（現行）

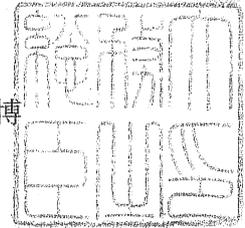
資料 1 - 5 小売物価統計調査結果の利用状況

資料 1 - 6 消費者物価指数平成 22 年基準改定計画（案）概要

総政企第 212 号
平成 22 年 8 月 20 日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
原口 一博



諮問第27号
小売物価統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成22年8月6日付け総統物第228号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(小売物価統計調査の変更について)

1 調査の目的等

小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金について、その毎月の動向を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的として実施する調査である。

本調査は、昭和25年6月から旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計として、毎月実施され、平成21年4月からは、統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（小売物価統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

小売物価統計調査に基づき作成する消費者物価指数は、国民年金法（昭和34年法律第141号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）等の法令において、その利用が明記されているとともに、日本銀行の物価基調を判断する基礎資料、最低賃金、診療報酬の見直しの基礎資料等としても、幅広く利用されている。

2 申請の趣旨

5年ごとに行っている消費者物価指数の基準改定計画案の作成を受けて、本調査において、調査品目、集計事項等の一部変更を行う。

3 諮問の趣旨

調査実施部局から申請のあった本調査における一部変更及び本調査の集計事項とされている消費者物価指数の在り方について、統計委員会の意見を求めるために諮問する。

4 主な変更内容

(1) 調査品目の廃止

本調査の調査品目のうち、消費構造の変化等に伴い、重要度が低くなっている品目、他の類似品目と価格の動きが似ており、類似品目でその品目の価格変動を代表し得ると考えられる品目、円滑な価格取集が困難となった品目（以下の15品目）について、平成23年12月の調査をもって廃止する。

廃止する調査品目		
はまだい	たかさご	丸干しいわし
福神漬	かわらせんべい	みそ汁
やかん	レンジ台	婦人草履
ステレオ	テレビ修理代	アルバム
サッカーボール	フィルム	時計修理代

(2) 調査品目の名称変更

調査品目の中で、消費支出の変化等に対応して代表性のある品目を適宜調査することができるようにするため、平成24年1月の調査から名称を変更する。

(変更後の調査品目名)	(現行の調査品目名)
フライ	えびフライ
システムバス	浴槽
石油暖房器具	石油ストーブ
照明器具	蛍光灯器具
照明ランプ	蛍光ランプ
男子パンツ	男子ブリーフ
ランジェリー	スリッパ
宿泊料	宿泊料 (民営宿泊施設)
(注 1)	宿泊料 (民営宿泊施設に係るものを除く。)
サプリメント	サプリメント (通信販売によるもの)
(注 2)	サプリメント (通信販売によるものを除く。)
たばこ	フィルター付きたばこ
	両切たばこ
介護料	通所介護料
	在宅介護料
信書送達料	郵便料
プリンタ	パーソナルコンピュータ用プリンタ

(注) 1 宿泊料については、変更後、都道府県調査品目とする。

2 サプリメントについては、変更後、総務省調査品目とする。

(3) 集計事項の変更

消費者物価指数の集計事項のうち、「連鎖基準指数及び中間年バスケット指数」の「東京都区部」については、安定した結果が得られないため廃止する。

小売物価統計調査の変更概要

調査品目の廃止

消費構造の変化等に伴い、重要度が低くなっている品目（福神漬、やかん等）、
他の類似品目と価格の動きが似ており、類似品目でその品目の価格変動を代表し得ると考えられる品目（アルバム等）、
円滑な価格収集が困難となった品目（丸干しいわし等）、
計15品目を平成23年12月の調査をもって廃止

調査品目の名称の変更

消費支出の変化等に対応して代表性のある品目を適宜調査できるようにするため、石油暖房器具、照明器具等計17品目を平成24年1月の調査から名称変更

集計事項の変更

安定した結果を得られないため、消費者物価指数のうち、東京都区部の連鎖基準指数及び東京都区部の中間年バスケット指数の廃止

小売物価統計調査の概要(現行)

資料1-4

調査の目的

小売物価統計調査は、国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることを目的として、昭和25年6月から毎月実施されている。

調査の概要

調査範囲

- ① 全国から選定した167市町村の品目ごとに代表性のある事業所(約28,000事業所)
- ② 全国から選定した167市町村の調査地区内に居住するすべての借家の世帯主(約25,000世帯)

報告事項

- ① 総務省が指示する品目の小売価格又はサービスの料金(約530品目)
- ② 民営借家の家賃

期日

毎月の総務大臣が定める期日

調査系統

- 総務省—都道府県—統計調査員—報告者
※統計調査員は、PDA(携帯情報端末)により電子情報を報告(総務省、都道府県の調査品目以外の品目・銘柄)
- 総務省—都道府県—報告者
(都道府県又は市町村内で価格・料金が均一又はこれに近い品目・銘柄)
- 総務省—報告者
(全国又は地方的に価格・料金が均一な品目・銘柄)

結果の公表

- 東京都区部及び全国 : 調査月の末日まで
- 他の都市 : 調査月の翌月末日まで
- 年平均 : 翌年4月末日まで

調査結果を総務省のホームページで公表

※消費者物価指数(CPI)

- 東京都区部 : 調査月の末日まで
- 全国及び他の都市 : 調査月の翌月末日まで

小売物価統計調査結果の利用状況

各種法令に基づく利用

国民年金法（第 27 条の 2）、厚生年金保険法（第 43 条の 2）、国家公務員共済組合法（第 72 条の 3）による年金額の改定率の改定の基準
都市再開発法施行令（第 33 条の 2）による保証金の支払いに係る修正率の算定方法
国土利用計画法施行令（第 10 条）による土地の価格の物価等変動に応じて修正率の算定方法
土地収用法第 88 条の 2 の細目等を定める政令（第 16 条）による損失の補償に関する修正率の算定方法
児童扶養手当法（第 5 条の 2）による児童扶養手当額の改定比率の基準
租税特別措置法（第 89 条）等による揮発油税及び地方揮発油税の特例税率の適用停止・停止解除を判断するための指標（自動車ガソリン小売価格）等

行政施策上の利用等

日本銀行の利用
経済・物価情勢の展望（展望レポート）において、消費者物価指数を利用
最低賃金、診療報酬の見直しにおける利用
中央及び地方最低賃金審議会の審議、診療報酬の見直しの基礎資料
電話料金の上限価格規制のために利用
電話料金の上限価格規制における上限値決定の基礎資料
等

国際比較のための利用

国際比較プログラムのための価格データの提供
国際連合の提唱により、国際的な事業（国際比較プログラム）として各国通貨の購買力平価（それぞれの通貨の購買力が等しくなるように計算した各国通貨の交換比率）を算定して、世界における比較結果をまとめる際に必要な価格データを提供

地方公共団体の利用

都道府県における消費者物価指数の作成
都道府県内の小売物価統計調査の調査価格を都道府県における消費者物価指数の作成に利用

消費者物価指数平成 22 年基準改定計画（案）概要

主な改定内容

- 1 指数基準時の改定
基準時の変更：平成 17 年（2005 年） 平成 22 年（2010 年）
- 2 品目改廃・ウエイトの改定
 - ・品目の追加（28 品目） 廃止（22 品目） 統合（15 4 品目） 名称変更（42 品目）
 - ・ウエイトの基準時の変更：
平成 17 年（2005 年） 平成 22 年（2010 年）
- 3 モデル式による指数作成に係る見直し
モデル式により指数を作成している 74 品目のうち 9 品目について
計算方法の一部見直し
- 4 民営家賃指数作成方法の一部変更
 - ・もちあい処理（従来の価格によるサービスが継続しているとみなす）の導入
 - ・民営家賃の構成比（木造小住宅、木造中住宅、非木造小住宅、非木造中住宅の 4 区分）を実態に合わせて更新可能とする。
- 5 品質調整
品目の品質変化などの物価変動以外の要因を除去するため、状況に応じて採用する手法を精査し、適した手法を選択
- 6 公表系列及び分類項目の見直し
 - ・財・サービス分類指数の「大企業性製品」及び「中小企業性製品」の廃止
 - ・世帯属性別指数の「標準世帯指数」を廃止、「世帯主 60 歳以上の無職世帯指数」を追加
- 7 集計事項の変更
東京都区部の連鎖基準指数及び中間年バスケット指数を廃止

切替え時期

新基準指数への切替えは、平成 23 年 8 月の公表時を予定